

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (加蓋印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
キルギス	ビシュケク—オシュ道路クガルト川橋梁架け替え計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の交換公文	ビシュケク—オシュ道路クガルト川橋梁架け替え計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	52,000千円 H27.11.30まで	H25. 2.27 東京で (同日)	日本側 岸田文雄外務大臣 キルギス側 エルラン・ア ラディルダエフ外務大臣	H25. 3.13 71号
キルギス	キルギス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	100,000千円 -----	H25. 3.11 ビシュケクで (同日)	日本側 小池孝行在キルギス大使 キルギス側 オリガ・ラザロヴァ財務大臣	H25. 3.28 91号
キルギス	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	212,000千円 H30.12.31まで	H25. 7.11 ビシュケクで (同日)	日本側 小池孝行在キルギス大使 キルギス側 オリガ・ラザロヴァ財務大臣	H25. 7.30 264号
キルギス	ビシュケク—オシュ道路クガルト川橋梁架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の交換公文	ビシュケク—オシュ道路クガルト川橋梁架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,196,000千円 H30.12.31まで	H25. 7.11 ビシュケクで (同日)	日本側 小池孝行在キルギス大使 キルギス側 オリガ・ラザロヴァ財務大臣	H25. 7.30 265号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。